第11428号 平成 18 年 7 月 7 日 (金) (毎週 月・水・金発行)

目 次

	告		亦																					
03	建築	基準:	法第	42 条	第 1	項第	等 4 号	号の)規划	定に	基つ	うく	道記	路の	指定	쿹			(建	築	課)	1
Οį			介 護	支援	事 業	所の	指定	<u>.</u>										(高)	齢	者支	援	総室)	2
	公		告																					
〇 月	肥料	登録	有効	期間	更新														(農業	技	術課)	2
0 1	男 性	警察	官用	合ワ	イシ	ャツ	$oldsymbol{\mathcal{O}}$	·般	競争	入村	しの	実力	施						• (管理	調	達課)	2
0 1	男 性	警察	官用	合服定	ズボ	ンの	一般	說	争入	、札(の実	施							• (")	5
Oì	道路	の位	置指	定															(建	築	課)	7
Of	熊本	県病	院 事	業業	務状	況の	公表											(障:	害	者支	援	総室)	7
O	也 籍	調查	成果	の認	証…														(農村	整	備課) 1	6
$O_{\bar{z}}$	土地	改良	区連	合役	員の	退任	及び	、就	任··							(農	村言	十画	•	技術	管	理課) 1	6
	登	777	依	177																				
\bigcirc $\overline{2}$	平成	18 年	度行	亍政 書	士語	は験 の) 実力	施											(市町	村	総室) 1	7

告 示

熊本県告示第715号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づき、菊陽第二

土地区画整理事業施行区域内の計画道路のうち、次の道路を指定する。 なお、その関係図書は熊本県土木部建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦 覧に供する。

平成 18 年 7 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 道路名称 区画道路 4-9 号線 1
- 幅員 4メートル 2
- 3 71.5 メートル 延長
- 菊陽町大字津久礼字平ノ上 76-4 地先 起点 4
- 菊陽町大字津久礼字平ノ上 69-4 地先
- 道路名称 区画道路 5-1 号線の一部 1
- 2 幅員 5 メートル
- 3 延長 49.2 メートル
- 菊陽町大字津久礼字平ノ上 69-7 地先 菊陽町大字津久礼字平ノ上 68-1 地先 4 起点
- 5 終点
- 道路名称 区画道路 6-42 号線 1
- 2 幅員 6メートル
- 163.7 メートル 3 延長
- 菊陽町大字津久礼字平ノ上 95-1 地先 起点 4
- 5 終点 菊陽町大字津久礼字平ノ上 107-1 地先
- 1 道路名称 区画道路 6-44 号線の一部 (その1)
- 6 メートル 2 幅員
- 3 延長 115.1 メートル
- 菊陽町大字津久礼字平ノ上 96-1 地先 4 起点
- 菊陽町大字津久礼字平ノ上 108-4 地先 5
- 道路名称 区画道路 6-44 号線の一部(その 2)
- 2 幅員 6 メートル
- 3 54.7 メートル 延長
- 菊陽町大字津久礼字平ノ上 107-1 地先 起点 4
- 5 菊陽町大字津久礼字平ノ上 105 地先 終点

- 1 道路名称 区画道路 6-45 号線の一部
- 2 幅員 6メートル
- 3 延長 76.9 メートル
- 4 起点 菊陽町大字津久礼字平ノ上 101-3 地先
- 5 終点 菊陽町大字津久礼字平ノ上 53-8 地先

熊本県告示第 716 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成18年7月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指定年月日
アイリスケアセンター大矢野	株式会社ニチイ学館	平成 18 年 7 月 1 日
上天草市大矢野町中字城本 478 番地 26		

公 告

熊本県公告第526号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録 有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。

平成 18 年 7 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

					4 不加于 彻 10 我	
登録番号	肥料の	肥料の	保証成分量	その他の規格	生産業者の氏名又は名称	更新した
盆) 田 与	種 類	名 称	(%)	て が他の別別	及び住所	年月日
熊本県肥	乾燥菌	乾燥菌	窒素全量	含有を許される有害	熊本県果実農業協同組合	平成 18 年
第1334号	体肥料	体肥料	: 5.5	成分の最大量は、公	連合会	7月9日
			りん酸全量	定規格のとおり。	熊本県熊本市小山町	
			: 1.0		1846 番地	
熊本県肥	混合石	果樹園	アルカリ分	含有を許される有害	白雲石工業株式会社	平成 18 年
第1367号	灰肥料	芸用混	: 58.0	成分の最大量は、公	兵庫県尼崎市元浜町四丁	7月10日
		合石灰	く溶性苦土	定規格のとおり。	目 78 番地	
		肥料	: 20.0			
熊本県肥	混合有	SYB-	窒素全量	含有を許される有害	エーザイ生科研株式会社	平成 18 年
第1395号	機質肥	Т	: 2.8	成分の最大量は、公	東京都文京区本郷四丁目	7月18日
	料		りん酸全量	定規格のとおり。	8番13号	
			: 1.8			
			加里全量			
			: 1.4			

熊本県公告第527号

次のとおり一般競争入札に付する。 平成18年7月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量

男性警察官用合ワイシャツ 2,188 着

- (2) 調達物品の規格及び品質等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限

平成 18 年 11 月 10 日 (金)

(4) 納入場所

警察本部各課、各警察署等

(5) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに 相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金 額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及 び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領 (昭和39年熊本県告示第386号。以下「審査要領」という。)による審査のうえ、 入札参加資格を有すると決定された者であること。

へいれる9年度を戻った第380万。以下「番重安阪」という。)による番重のラス、 入札参加資格を有すると決定された者であること。 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けて いること。
- (4) 5の(3)記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に 係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中 でないこと。
- でないこと。 (5) 納入しようとする物品に必要とする生地の供給を受けることが可能であると認められる書類を熊本県出納局管理調達課へ提出した者
- (6) 納入する物品又は類似する物品について、過去5年の間に生産又は販売実績を有 すること。
- (7) 納入する物品の縫製設備が日本国内にあり、熊本県の求めにより検査に応じられること。
- (8) (5)、(6)及び(7)については、これを証明する書類を平成 18年7月7日 (金)から平成 18年8月4日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分 から午後5時までの間に4に記載の場所へ提出すること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法

2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要領に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階) 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2581 (ダイヤルイン)

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 18 年 7 月 7 日 (金) から平成 18 年 7 月 28 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、 資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 19 年 9 月 30 日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格 審査申請の受付を平成19年7月2日から平成19年7月31日まで行う。

4 契約条項を示す場所

熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-333-2580 (ダイヤルイン)

- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称 4に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 18 年 7 月 7 日 (金) から平成 18 年 8 月 4 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

4に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 18 年 8 月 9 日 (水) 午前 10 時から

イ 場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)

(4) 入札書の提出方法

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成18年8月8日(火)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

6 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又は イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成18年8月4日(金)までに4に記載する場所に提出すること。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
- イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った 入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の 入札
- ケ 二以上の意思表示を行った入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札
- サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- (5) 最低制限価格
 - 設定しない。
- (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否

金

- イ 契約の締結期限
 - 落札者決定の日から平成18年8月28日(月)までとする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 - 落札者決定の日から平成18年8月21日(月)までとする。
- (7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する 事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を 履行しないが知となるお話でればないと認められるときに限る。)。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第528号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 7 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量

男性警察官用合服ズボン 1,765 着

- (2) 調達物品の規格及び品質等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限

平成 18 年 11 月 10 日 (金)

- (4) 納入場所
 - 警察本部各課、各警察署等
- (5) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(四和 30 年能木県告示第 420 号)の規定を進用する

心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。 ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領 (昭和39年熊本県告示第386号。以下「審査要領」という。)による審査のうえ、 入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて いること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5の(3)記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品に必要とする生地の供給を受けることが可能であると認められる書類を熊本県出納局管理調達課へ提出した者
- (6) 納入する物品又は類似する物品について、過去5年の間に生産又は販売実績を有すること。
- (7) 納入する物品の縫製設備が日本国内にあり、熊本県の求めにより検査に応じられること。
- (8) (5)、(6) 及び(7) については、これを証明する書類を平成 18 年 7 月 7 日 (金) から平成 18 年 8 月 4 日(金) までの日(県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分 から午後 5 時までの間に 4 に記載の場所へ提出すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 - 2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要領に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階) 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2581 (ダイヤルイン)

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 18 年 7 月 7 日 (金) から平成 18 年 7 月 28 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、 資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 19 年 9 月 30 日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格

審査申請の受付を平成19年7月2日から平成19年7月31日まで行う。

4 契約条項を示す場所

熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18番1号

電話 096-333-2580 (ダイヤルイン)

- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 18 年 7 月 7 日 (金) から平成 18 年 8 月 4 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

4に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

アー日時

平成 18 年 8 月 9 日 (水) 午前 11 時から

イ 場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)

(4) 入札書の提出方法

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成18年8月8日(火)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

- 6 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保 険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平 成18年8月4日(金)までに4に記載する場所に提出すること。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札

イ 委任状を提出しない代理人が行った入札

- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った 入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の 入札

ケ 二以上の意思表示を行った入札

- コ 民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札
- サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- (5) 最低制限価格
 - 設定しない。
- (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から平成18年8月28日(月)までとする。

- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 - 落札者決定の日から平成18年8月21日(月)までとする。
- (7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する 事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を 履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第529号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の 指定を次のとおり行った。

平成 18 年 7 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大津字前田 1149 番地 2
- 2 築造者の氏名 有限会社エス・ケイプランニング
- 3 道路の位置 山鹿市中字本村 347番1
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 4.22 メートルまで
- 5 道路の延長 28.60 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 6 月 12 日
- 7 指定番号 鹿本企調第7号

熊本県公告第530号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定に基づき、熊本県病院事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成18年7月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県病院事業の平成17年度下期(平成17年10月1日から平成18年3月31日まで) における業務の状況は次のとおりである。

1 事業の概要

(1) 概況

今期の外来患者は、延人数18,302人、1日平均127.1人で、前年度同期と比較ると、延人数227人、1日平均1.6人の増となっている。

また、入院患者は、延人数31,863人、1日平均175.1人、病床利用率87.5%で、前年度同期と比較すると、延人数2,444人、1日平均13.4人、病床利用率6.8%の減となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況

			10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延	人	数	3, 035	3, 151	2, 940	2, 855	3, 027	3, 294	18, 302
1	日 平	均	121. 4	131. 3	127. 8	124. 1	131. 6	126. 7	127. 1

② 入院患者の状況

			10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
定		床	200	200	200	200	200	200	
延	人	数	5, 573	5, 278	5, 381	5, 325	4, 778	5, 528	31, 863
1	日平	均	179. 8	175. 9	173. 6	171. 8	170. 6	178. 3	175. 1
利	用	率	89. 9%	88. 0%	86. 8%	85. 9%	85. 3%	89. 2%	87. 5%

③ 入退院調

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入院者数	32	54	46	36	45	47	260
退院者数	46	56	42	44	39	41	268
月末患者数	171	169	173	165	171	177	

④ 外来患者病名別調(延人数)

	7/1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
統合失調		1, 250	1, 310	1, 199	1, 167	1, 236	1, 389	7, 551
躁うつ病	(うつ病含む)	690	723	683	684	702	751	4, 233
老年期	痴呆	117	115	119	99	109	121	680
精神病	幻覚妄想	12	10	10	9	10	12	63
脳器質性	情神障害	46	54	41	48	49	45	283
	アルコール	115	114	113	110	130	125	707
依存症	覚醒剤	27	24	24	25	26	30	156
	その他	14	12	16	15	11	23	91
その他の	精神病	238	243	241	249	248	281	1, 500
精神遅滞		33	35	25	29	26	33	181
人格障害		0	0	.0	0	0	0	0
神経症		347	325	306	296	329	345	1, 948
てんかん		44	35	47	39	48	46	259
その他		102	151	116	85	103	93	650
合計		3, 035	3, 151	2, 940	2, 855	3, 027	3, 294	18, 302

※延人数……患者それぞれの外来通院日数の合計

⑤ 入院患者病名別調(延人数)

	7/31口 / J D/9 (X	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
統合失調	定	2, 541	2, 561	2, 644	2, 486	2, 234	2, 718	15, 184
躁うつ病	(うつ病含む)	847	812	778	678	643	656	4, 414
老年期	痴呆	848	812	902	871	810	812	5, 055
精神病	幻覚妄想	293	250	311	323	224	281	1, 682
脳器質性	精神障害	163	156	156	161	140	187	963
	アルコール	326	250	218	258	307	344	1, 703
依存症	覚醒剤	130	125	124	129	112	62	682
	その他	. 0	31	0	0	0	0	31
その他の	精神病	228	94	93	226	84	250	975
精神遅滞		33	31	31	32	28	31	186
人格障害		33	31	0	0	28	0	92
神経症		98	94	93	129	112	156	682
てんかん		0	0	0	0	0	0	0
その他		33	31	31	32	56	31	214
合計		5, 573	5, 278	5, 381	5, 325	4, 778	5, 528	31, 863

※延人数……患者それぞれの入院日数の合計

(3) 職員の状況

(単位:人)

	職種	別	H17. 3. 31現在	H18. 3. 31現在
医		É	5 7	7
医	療技術	職員	11	11
看	護	Ė	75	78
准	看	獲 自	5	3
事	務	職 貞	10	11
技	能労務	職	17	16
	計		123	126

2 経理の状況

(1) 損益計算書(平成17年10月1日から平成18年3月31日まで)

(単位:円)

医業収益	542, 330, 586	
医業費用	1, 007, 510, 862	
当期営業損失		465, 180, 276
医業外収益	420, 444, 292	
医業外費用	65, 043, 752	
当期経常損失		-109, 779, 736

(2) 平成17年度決算の状況

① 損益計算書 (単位:円)

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

1	医	業収	益		
		-	_	_	

(1)	入院収益	890, 591, 257
(2)	外来収益	199, 379, 065

(3) その他医業収益 医業費用 6, 065, 170 1, 096, 035, 492

达未:	貫用	
(1)	給与費	1, 277, 258, 404
(2)	材料費	101, 448, 286
(3)	経費	157, 973, 902
(4)	油料 / 正 / 类 + n 建	144 000 000

(4) 減価償却費 144, 990, 632 (5) 資産減耗費 647, 420

(6) 研究研修費 3, 931, 092 1, 686, 249, 736 営業損失 590, 214, 244

3 医業外収益

(1) 受取利息 107, 267 (2) 一般会計負担金 831, 935, 000

(3) その他医業外収益 4, 059, 093 836, 101, 360

4 医業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費 131,357,127

(2) 雑損失 0 131, 357, 127 704, 744, 233 経常利益 114, 529, 989

5 特別利益 0 0

6 特別損失 0 0 当年度純利益

114, 529, 989 前年度繰越欠損金 1, 228, 334, 505 当年度未処理欠損金 1, 113, 804, 516

		(য	² 成18年	マ 日 21 1	□ /		
		資	産	-3月311 の	部		
1 固分	≧資産	Ą	Æ	U)	ПÞ		
	- 0.02 有形固定資産						
				283, 278	502		
	建物	4, 915, 915, 252		200, 270	, 303		
ы			•	010 050			
	減価償却累計額	997, 656, 013	3,	918, 259	, 239		
/\	構築物	522, 230, 400					
	減価償却累計額	222, 089, 686		300, 140), 714		
_	器械備品	421, 833, 900					
	減価償却累計額	<u>354, 049, 229</u>		67, 784	l, 671		
ホ	車輌	17, 815, 600					
	減価償却累計額	13, 229, 320		4, 586	3, 280		
^	建設仮勘定				0		
	有形固定資産合計					4, 574, 049, 487	
(2)	無形固定資産						
	電話加入権			240), 832		
	無形固定資産合計				, 002	240, 832	
	固定資産合計					240, 002	4, 574, 290, 31
2 流動							4, 374, 230, 31
						1 044 107 000	
	現金預金					1, 244, 197, 233	
	未収金					163, 940, 808	
	貯蔵品					2, 098, 702	
(4)	その他流動資産					1, 000, 000	
	流動資産合計						1, 411, 236, 74
	資産合計	_		_			5, 985, 527, 06
		負	債	の	部		
	と負債						
(1)	退職給与引当金					16, 000, 000	
(2)	修繕引当金					227, 926	10.007.00
4 759	固定負債合計						16, 227, 92
4 流動	駅貝頂 未払金					171, 123, 356	
(1) (2)	預り金					5, 184, 972	
(3)	スラー その他流動負債					1, 000, 000	
(0)	流動負債合計					1,000,000	177, 308, 32
	負債合計						193, 536, 25
	жин						100, 000, 20
		資	本	の	部		
5 資	本金		•		•		
	自己資本金					1, 845, 644, 924	
(2)	借入資本金						
1	企業債		_4	, 348, 66	<u>4, 262</u>		
	借入資本金合計					4, 348, 664, 262	
	資本金合計						6, 194, 309, 18
6 剰							
	資本剰余金						
	受贈財産評価額			155, 04			
	補助金			384, 41	<u> 1, 000</u>	E00 100 005	
/=\	資本剰余金合計					539, 466, 830	
(2)				170 01	0.000		
1				172, 01			
			_1	, 113, 80	4, 516	A 0.41 70F 000	
	利益剰余金合計					<u>△941, 785, 208</u>	A 400 210 2
	剰余金合計 資本合計						<u>△402, 318, 37</u> 5, 791, 990, 80

③ 剰余金計算書 (平成	え17年	4月1	日から	ら平原	戊18年	F3月3	31日ま	で)	(単位:円)
	利	益	剰	余	金	の	部		
I 減債積立金 1 前年度末残高 2 前年度繰入額 3 当年度処分額 4 当年度末残高						172	, 019, 3	308 0 0	172, 019, 308
II 利益積立金 1 前年度末残高 2 前年度繰入額 3 当年度処分額 4 当年度末残高 積立金合計								0 0 0	<u>0</u> 172, 019, 308
Ⅲ 欠損金1 前年度未処理欠損金2 前年度欠損金処理額(1)利益積立金繰入額(2)利益積立金以外の(3)資本剰余金繰入額繰越欠損金年度末残高3 当年度純利益当年度未処理欠			∶繰入	額	_			0 0 0	1, 228, 334, 505 0 1, 228, 334, 505 114, 529, 989 1, 113, 804, 516
	資	本	剰	余	金	Ø	部		
I 受贈財産評価額1 前年度末残高2 前年度処分額3 当年度発生額4 当年度処分額5 当年度末残高					_	158	5, 049,	830 0 0 0	155, 049, 830
II 補助金 1 前年度末残高 2 前年度処分額 3 当年度発生額 4 当年度処分額 5 当年度末残高 翌年度繰越資本	×剰余	金金			_	384	4, 417,	000 0 0 0	384, 417, 000 539, 466, 830

④ 欠損金処理計算書		(単位∶円)							
1 当年度未処理欠損金 1,113,804,516									
2 欠損金処理額									
(1) 利益積立金繰入額	0								
(2) 利益積立金以外の利益剰余金繰入額	0								
(3) 資本剰余金繰入額	0	0							
3 翌年度繰越欠損金									

3 平成18年度の経営方針

当院の基本理念である短期治療型の医療を推進し、その質の維持、向上を目指すとともに、平 成15年3月に策定された経営改善計画を進め、今後も医業収支の健全化及び経営基盤の強化を 図る。

また、平成17年3月に設置した「熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会」におい て、県立病院としての使命及び役割、運営形態の見直しを含めた経営の方向性について検討を行 う。

4 平成18年度当初予算の概要

(1) 事業の予定量

病床数

200床

入院患者

64, 970人

(1日平均

178人)

外来患者

34,692人

(1日平均

118人)

(2) 収益的収入及び支出の予定

(単位:千円)

病院事業収益	1, 912, 851	医業収益	1, 060, 866
		医業外収益	851, 985
病院事業費用	1, 905, 948	医業費用	1, 779, 417
		医業外費用	126, 481
		予備費	50

(3) 資本的収入及び支出の予定

(単位:千円)

資本的収入	123, 563	一般会計出資金	123, 563
資本的支出	195, 653	建設改良費	41, 237
		企業債償還金	154, 416

熊本県公告第531号

八代市ほか3町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により、 次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 7 日

熊本県知事 谷 義 子 潮

調査を行った 者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の 名称	認証年月日
八代市	平成 16 年度から	東陽町河俣の一部	地籍図	平成 18 年 6 月 29 日
	平成 17 年度まで		・地籍	
八代市	平成 15 年度から	泉町仁田尾の一部	簿	
	平成 17 年度まで			
益城町	平成 16 年度から	大字小谷の一部		
	平成 17 年度まで			
山都町	平成 15 年度から	米生、小峰、貫原の各一部		
	平成 16 年度まで			
氷川町	平成 17 年度	網道の一部		

熊本県公告第532号

八代郡氷川町氷川下流土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出が あった。 平成 18 年 7 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

					熊 本 泉 却 事 一 朔 一 台 一 莪 一 丁
役職名		氏	名		住所
退任					
理事	福	嶋	達	期	八代市鏡町貝洲 156 番地
"	浜	田		洋	八代郡氷川町網道 1480 番地
"	平	岡	啓	輔	八代郡氷川町宮原 163 番地
"	土	山	栄	\equiv	八代市鏡町上鏡 451 番地
"	村	上	誠	_	八代市鏡町下有佐 474 番地
"	水	野	春	義	八代郡氷川町鹿野 631 番地
"	平	野	秀	光	八代郡氷川町網道 738 番地
"	平	山	敏	光	八代郡氷川町野津 2515 番地
"	西	田	正	昭	八代郡氷川町新田 681 番地
"	坂	本	_	利	八代郡氷川町大野 1041 番地
"	坂	本	正	_	八代郡氷川町栫 515 番地
"	服	崎	節	男	八代郡氷川町早尾 580 番地
"	益	田	康記	忠郎	八代郡氷川町有佐 114 番地
"	松	田	忠	-	八代郡氷川町中島 294 番地
"	牧	野	秀	年	八代市鏡町有佐 783 番地
監事	稲	崎	秀	明	八代市鏡町上鏡 151 番地
"	白	丸	隆	満	八代郡氷川町野津 4045 番地 1
"	田	村		隆	八代郡氷川町有佐 351 番地
就任					
理事	浜	田		洋	八代郡氷川町網道 1480 番地
"	坂	田	孝	志	八代市千丁町太牟田 1300 番地 3
"	村	上	誠	_	八代市鏡町下有佐 474 番地
"	伊	藤	正	美	八代市鏡町上鏡 445 番地 2
<i>"</i>	河	野	俊	光	八代郡氷川町鹿野 125 番地 2
<i>"</i>	小	林	満	雄	八代郡氷川町網道 1473 番地
<i>"</i>	松	田	達	之	八代郡氷川町野津 4162 番地

"	木	村	秀	征	八代郡氷川町野津 2688 番地
"	橋	本	茂	昭	八代郡氷川町新田 282 番地
"	島	崎	裕	\equiv	八代郡氷川町栫 512 番地
"	橋	本	敏	雄	八代郡氷川町早尾 1661 番地
"	西	田		直	八代郡氷川町有佐 115 番地
"	松	田	忠	_	八代市氷川町中島 294 番地
"	山	田	隆	義	八代市鏡町有佐 819 番地 2
監事	宮	村		誠	八代市鏡町上鏡 45 番地
"	泉		_	憲	八代郡氷川町鹿島 422 番地
"	宮	崎	繁	晴	八代市鏡町中島 193 番地 1

登載依頼

平成18年度行政書士試験の実施について

行政書士(昭和 26 年法律第 4 号)第 4 条第 1 項の規定により、熊本県知事から委任を受けた平成 18 年度行政書士試験を次のとおり実施します。

平成 18 年 7 月 7 日

財団法人行政書士試験研究センター 理事長 池ノ内 祐 司

- 1 試験期日 平成18年11月12日(日) 午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 熊本大学 黒髮北地区 (熊本市黒髮二丁目 39 番 1 号)
- 3 試験の科目及び方法
 - (1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、
数 46 題)	行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地
	方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の
	中からそれぞれ出題し、法令については、平成 18 年
	4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理
題数 14 題)	解

商法については、平成18年4月1日現在施行されている法令に関して出題しますが、会社法(平成17年法律第86号)により実質的な改正が行われた部分については、原則出題しないものとします。

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

4 受験手続

- (1) 受付期間 平成18年8月7日(月)から9月8日(金)まで
- (2) 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月8日の消印があるものまで受け付けます。

- (3) 提出書類 受験願書一式(配布場所については(5)をご覧ください。)
- (4) 受験手数料 7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

(5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所 ア 郵送配布

(ア) 配布期間 平成18年8月7日(月)から8月31日(木)まで

郵送を希望する方は、140円切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角2号: A4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書して、下記あて先まで郵便で請求してください(8月31日必着のこと。)。

a 名 称 財団法人行政書士試験研究センター

b 住 所 〒 100-8779 東京中央郵便局留

イ 窓口配布

(ア) 配布期間 平成 18 年 8 月 7 日 (月) から 9 月 8 日 (金) まで

- (イ) 配布場所 a 熊本県庁新館1階情報プラザ及び総務部市町村総室(熊本市 水前寺六丁目18-1)
 - b 宇城地域振興局総務部総務振興課(宇城市松橋町久具 400-1)
 - c 玉名地域振興局総務部総務振興課(玉名市岩崎 1004-1)
 - d 鹿本地域振興局総務部総務振興課(山鹿市山鹿 1026-3)
 - e 菊池地域振興局総務部総務振興課(菊池市隈府 1272-10)
 - f 阿蘇地域振興局総務部総務振興課(阿蘇市一の宮町宮地 2402) g 上益城地域振興局総務部総務振興課(上益城郡御船町辺田見
 - h 八代地域振興局総務部総務振興課 (八代市西片町 1660)
 - i 芦北地域振興局総務部総務振興課(葦北郡芦北町芦北 2670)
 - i 球磨地域振興局総務部総務振興課(人吉市西間下町 86-1)
 - k 天草地域振興局総務部総務振興課 (天草市今釜新町 3530)
 - 1 くまもと県民交流館パレア(熊本市手取本町 8-9 テトリア熊本内)
- m 熊本県行政書士会(熊本市水前寺公園 28-47 嘉悦ビル 1 階) (ウ) 配布時間 上記 a から k までについては、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

上記1については、午前9時から午後9時まで 上記mについては、午前9時から午後5時まで

(6) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

- (ア) 財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(http://gyosei-shiken.or.jp)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。
- イ 受験手数料の払込み
 - (ア) 受験手数料(7,000円)の払込みはクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。
 - (イ) 利用できるクレジットカード VISA・Master・UC
 - (ウ) いったん払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。
- ウ 受付期間
 - (ア) 平成 18 年 8 月 7 日 (月) から 9 月 8 日 (金) 午後 5 時まで この出願システムは、9 月 8 日 (金) 午後 5 時で終了します。接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。
 - (イ) 最終日(9月8日)は大変混雑が予想されますので、余裕をもって申し込んでください。
- (7) 連絡先 (問い合わせ先)

財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03(5251)5600

- 5 特例措置の実地
 - 身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置を講ずることがありますので、受験申込みに先立って必ず連絡先へご相談ください。

平成18年度から、全盲等重度の視覚障害のある方にも対応できるよう点字試験を導入します。

- 6 合格発表の日時及び方法
 - (1) 日 時 平成19年1月29日(月)午前9時
 - (2) 方 法 財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示 (掲示) します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。 また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (http://gyosei-shiken.or.jp) に合格者の受験番号を登載します。